

賛否など態度決定に至った理由・討論

| | |
|---------------------------|--|
| 令和6年9月定例会 | |
| 議案番号 議案名 | 議案第 21 号 契約の変更について |
| 議員名・会派名等 | 市民力(山中啓之、湯浅文) |
| 賛否態度 | 反対 |
| 賛否など態度決定 に至った理由や 討論 | <p>※市民力は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に活かすことこそが議員の責務と考えます。非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容を掲載いたします。</p> <p>議案第 21 号 契約の変更について、市民力(湯浅文、山中啓之)を代表して反対討論をさせていただきます。</p> <p>本議案は令和 3 年 9 月議会において上程された議案第 25 号契約の締結について(馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事)が元契約となっております。本道路工事が市民への供用を優先せず、事実上の土地区画整理事業の工事用であると言わざるを得ない点や、契約内容に対する疑問を指摘し、反対させていただきました。</p> <p>当時、14 名の反対がありました。実に3分の1近くの反対があった事からも、本事業に対する問題の大きさが分かります。</p> <p>本工事は当初、業者辞退により一度入札が流れた経緯があります。辞退理由は採算が合わないとの事だったと漏れ聞こえてきましたが、入札が流れた理由について、市は手順の難易度や複雑な実例がなく予測ができなかった事を挙げており、当初から発注側の甘さを露呈しています。</p> <p>そこで市は次に、工期を前回より6ヶ月も伸ばし、更に工事の方式を大きく変更しました。これにより、工期の延長やそれに伴う金額上昇額が妥当な変更なのかどうかの審査が極めて困難になりました。</p> <p>工事方式の変更の理由を訊いたところ、当初案の工事は複雑であり、また前例がなかったと答弁されました。であるならば、市は初めから自信の無い複雑な発注を試み、駄目だったから別の方法に変えたということになります。力量を超えた工事発注により工事着工の遅れを招いたばかりでなく、当該土地区画整理事業は同じ担当で同じ職員</p> |

が関係している事から、両事業に対する不信感をより一層強めることになりました。

今回の議案は、本市初の単品スライド条項を適用し、現在の 17 億3,491万6,700円に更に 8,603 万1千円を増額するものになっています。

市は本道路整備の提案にあたり新松戸駅東側へのアクセスの改善を理由にしていますが、令和10年以降の街びらきまで約 4 年間は区画整理のための工事車両と緊急車両のみの使用とし、一般車両の通行はさせないとしています。この道路の減価償却期間は75年で、1年あたりで事業費約 18 億円を割り返すと 1 年あたり 2,400 万円。減価償却はこの約 4 年間にも進み、その額は約 9,600 万円と 1 億円近くになります。今回増額した分、減価償却費に上乗せされますから、わざわざ早期に優先して着工された本道路を、完成直後から市民に使わせないでおくのは一層もったいないです。

9 月 21 日に行われました公園ワークショップの件ですが、私は午前・午後とも傍聴してリアルな市民の声を聴きました。前者の討論で指摘された懸念は確かにありました。当日の傍聴者は議員・市民問わず私以外にどなたもいらっしゃらなかったため、一言念のため申し上げておきます。

当初の市の見込みの甘さにより、挑戦的な工事の契約を画策し、結果、業者辞退となりましたが、もし入札が流れなければ、費用も今より安く、工期 6 ヶ月延長もなく、今頃は既に工事完了していたとも推測できます。

市の不手際により現在の工事が始まり、更に工期も伸び、スライド条項の追加の公金投入が行われるにもかかわらず、一般市民の車両通行は令和 10 年までさせないとなれば、微塵も反省の色が見えません。

矛盾を抱えて始まった道路整備に対し、今回の金額増加は更に認めがたく、反対いたします。